

令和8年5月24日執行 防府市長選挙

立候補届出等の手引

防府市選挙管理委員会

は し が き

この手引は、来る5月24日に行われる防府市長選挙にあたり、立候補に伴う届出の手續及び選挙運動等の要点について記述したものです。

したがって、この手引に書かれたものが全てではなく、特に選挙運動については禁止事項や制限事項が多くあり、公職選挙法その他関係法令を熟読のうえ御理解いただき、万全の準備を期されるようお願いいたします。

また、選挙運動の実際については、取締当局にも御照会いただき、十分な御理解のもとに明るい選挙の実を挙げられますよう切望いたします。

令和8年4月

防 府 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

第1	選挙日程予定表	1
第2	立候補の届出に関する一般事項	2～3
第3	立候補に伴う届出書類	
1	候補者届出書及び添付書類	(5月17日「告示日」に提出) 4～5
2	選挙事務所設置届	(5月17日「告示日」に提出) 6
3	出納責任者選任届	(5月17日「告示日」に提出) 6
4	報酬を支給する者の届出書	(5月17日「告示日」に提出) 7
5	請負関係について	(5月17日「告示日」に提出) 7
6	選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書	(17日～21日に提出) 7
7	公営施設使用個人演説会開催申出書	(17日～21日に提出) 8
8	選挙運動に関する収支報告書	(6月8日までに提出) 9～10
第4	立候補に伴う交付物件	
1	選挙運動用自動車(船舶)表示板及び 自動車船舶乗車(乗船)用腕章	11
2	選挙運動用拡声機表示板	12
3	街頭演説用標旗及び街頭演説用腕章	12
4	選挙運動用通常葉書使用証明書及び選挙運動用葉書差出票	13
5	新聞広告掲載証明書	13
6	通称認定書	14
7	選挙運動用ビラ証紙	14
8	便宜的に交付するもの	14
第5	選挙運動等の概要	15～18
参考資料		
資料1	選挙運動員、事務員及び車上等運動員、労務者に 支給できる報酬及び実費弁償一覧表	19
資料2	公営施設使用個人演説会場一覧表	20～21
資料3	選挙運動用文書図画の数量規格等一覧表	22

第 1 選挙日程予定表

月 日	事 項	備 考
4月13日(月)	立候補予定者説明会(15時～)	市役所本館3階 3A・3B 共用会議室
4月16日(木)	候補者届出書等の事前審査開始 4月24日(金)まで(土日を除く)	市選管事務局 (市役所本館5階)
5月17日(日) 選挙期日の告示	立候補届出(立候補辞退届) 公費負担、選挙公報の届出も含む	市役所本号館8階 市民文化センター (10時以降は市選管 事務局)
	公営施設使用の個人演説会開催申出開始 選挙立会人届出の受理開始	
	投票記載所における候補者氏名等の掲示掲 載順序のくじ、選挙公報掲載順序のくじ	17:10～ 市選管事務局
5月18日(月)	期日前投票の開始 5月23日まで(野島投票区は22日まで)	市役所福祉棟 ゆめタウン防府 イオンタウン防府
	不在者投票の開始	
5月19日(火)	公営施設使用の個人演説会の開始	
5月21日(木)	公営施設使用の個人演説会開催申出期限 選挙立会人届出期限	17:00 締め切り
	選挙立会人を定めるくじ	17:10～ 市選管事務局
5月23日(土) 選挙運動最終日	野島投票区の繰上投票	
5月24日(日) 選挙期日	投票	7:00～20:00 市内33箇所
	選挙会(開票)	21:00～ダイキョーニ シカワ「ソルトアリー ナ防府」
5月25日(月)	当選証書の付与	
6月8日(月)	選挙運動費用収支報告書の提出期限	選挙の日から 15日以内
6月9日(火)以降	供託証明書(正本)の返還	当選告示の日から 14日を経過後
備 考 : 選挙管理委員会、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、 午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。 (公職選挙法第270条)		

第 2 立候補の届出に関する一般事項

○ 選挙権

選挙期日を基準として年齢満 18 歳以上で引き続き 3 か月以上(令和 8 年 2 月 16 日以前から)防府市に住所を有している日本国民。

ただし、一定の刑に処せられている者は、選挙権を有しない。

○ 被選挙権

選挙の期日を基準として年齢満 25 歳以上の日本国民。

ただし、一定の刑に処せられている者は、被選挙権を有しない。

○ 選挙人名簿登録資格

住民票が作成された日(転入届をした日)から引き続き 3 か月以上、防府市の住民基本台帳に記載されている者。(令和 8 年 2 月 16 日以前から防府市に住民票があること)

○ 立候補届出

1 届出の区分	ア 本人届出(候補者となろうとする本人による届出) イ 推薦届出(選挙人名簿に登録されている者が本人の承諾を得て届出)
2 届出書類の提出	・郵便等によることなく、直接選挙長に提出すること。 ・提出者は必ずしも本人でなくともよく、代理人でよい。
3 届出の期日	令和 8 年 5 月 17 日(日) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
4 届出の場所	市役所本館 8 階文化センター (午前 10 時頃からは市選管事務局:本館 5 階)
5 届出に必要なもの	① 候補者届出書ほか必要書類 ② 候補者届出書等に押印した印鑑(自署の場合、不要)
6 届出場所への入場者の制限	候補者 1 人につき、提出者及びその補助者の計 2 名以内。 ※会場内での携帯電話の使用は禁止
7 受付時間による受付の区分	ア 午前 8 時 30 分までに受付した者。 抽選の方法により、届出順位を決定し、審査を行う。 イ 午前 8 時 30 分を過ぎて受付した者。 前記 アの審査終了後、到着順に受付し、審査を行う。 ※該当の順位の呼び出しに応じない場合、又は審査の過程で届出書類に不備があり、その場で直ちに補正できない場合は、その者の順位は取り消され、次順位以下の候補者を順次繰り上げる。

<p>8 届出書類の審査</p>	<p>○ 補正又は不受理とされるものの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の必要事項に記載がないもの、記載事項が誤字、脱字等によって明らかに誤りであると認められるもの ・添付書類の必要事項に記載がないもの <p>○ 不受理とされるものの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補者届出書の生年月日の記載よりして明らかに選挙期日において被選挙権を有しないことを知り得るもの ・供託証明書(正本)の添付のないもの ・候補者届出書に所属党派名が記載されているにもかかわらず、当該所属党派証明書を欠いているもの(所属党派証明書がない場合は、無所属と記入しなければならない。) ・候補者となることができない者でない旨の宣誓書、戸籍の全部事項証明(謄本)又は個人事項証明(妙本)及び住民票の添付のないもの ・推薦届出の場合は、候補者の承諾書、推薦届出人の選挙人名簿登録証明書の添付がないもの
<p>9 交付物件の受領</p>	<p>届出書が受理された後、届出の場所と同じ会場で、届出済番号札と引き替えに交付物件を受領する。</p> <p>◎ お願い</p> <p>交付物件には、届出順位の番号が記入してありますが、氏名の記入はありません。必ずそれぞれ所定の箇所候補者の氏名を記入してから御使用ください。</p>
<p>10 辞退届出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退ができるのは、候補者本人のみである。 ・辞退の届出期間は、立候補届出の日(午後5時まで)に限る。 ・辞退は、文書によって、郵便等によることなく、直接選挙長に届け出ること。 ・候補者が特定の公職についたときは、立候補の辞退をしたものとみなされる。この場合でも、直ちにその旨を選挙長に届け出ること。 ・立候補を辞退し、または辞退とみなされる場合は、供託金は没収される。 ・交付を受けた交付物件、証明書類は、直ちに返還すること。
<p>11 事前審査</p>	<p>4月16日(木)～4月24日(金)(受付時間:平日午前9時から午後3時まで)の間、市選管事務局で届出が必要な書類の事前審査を行う。</p> <p>届出に必要な書類すべてを準備し事前審査を受けること。 必要な書類は所定の封筒に入れて持ってくること。 候補者届出書等に押印した印鑑を持ってくること。</p>

第3 立候補に伴う届出書類

1 候補者届出書 様式1ページ

項目	記 載 要 領 等
(1)氏 名	<p>必ず戸籍上の氏名を記載すること。 ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 対応する当用漢字等に更正する場合 戸籍簿に記載された氏名の漢字のうち、常用漢字表(カッコ書き以外)及び人名用漢字別表に掲げられている文字中に対応するものがあれば、戸籍上の氏名の漢字をこれらの表の相当する文字に改めてもよい。 (例 示) 廣→広 乗→乗 眞→真</p> <p>(イ) 誤字、俗字を正字に更正する場合 戸籍簿に記載された氏名が誤字、俗字である場合、正字に改めてもよい。 (例 示) 崎→崎 冨→富 嶋→島</p>
(2) フリガナ	<p>(1) 本名の呼び方に従ったものでなければならない。 ただし、本名以外の呼び方で、名前の漢字に従って通常一般の呼び方で呼ばれている時は、その呼び方でもよい。 (例 示) 定家(テイカ・サダイエ)、雪重(キヨシゲ・ユキシゲ)</p> <p>(2) 「カタカナ」で表記すること。</p>
(3)性 別	
(4)本 籍	(1) 都道府県名から番地まで記載する。
(5)住 所	(2) 「丁目」、「番地」の文字は必ず記載する。 (新住居表示の「番」、「号」についても同様。)
(6)生年月日	戸籍上の生年月日を記載する。
(7)満 年 齢	選挙期日現在の満年齢を記載する。
(8)党 派	<p>(1) 所属政党等がないときは、「無所属」と記載する。 この場合は、所属党派証明書は添付する必要がないので添付書類欄中の所属党派証明書の文字を二重線で消し押印する。</p> <p>(2) 所属党派証明書の政党その他政治団体名と一致。</p> <p>(3) 2以上の政党その他の政治団体に属するときは、いずれか1の政党、政治団体の名称を記載すること。</p> <p>(4) 政党・政治団体の名称の字数が20字を超えるときは、20字以内の略称をあわせて記載すること。</p>
(9)職 業	<p>(1) 職業は、主たるものひとつをなるべく詳細に記載すること。</p> <p>(2) 兼職禁止の職にある場合や、防府市と請負関係にある場合は、その旨を記載すること。</p>
(10)ウェブサイト等のアドレス	選挙運動用ウェブサイト等のアドレスの内の一つを記載することができる。(メールアドレスは不可)
○ 記載事項に異動が生じた場合、直ちにその旨を選挙長に文書で届け出ること。	

添付書類

書類	記 載 要 領 等
(7) 供託証明書 (正本)	<p>供託書申請の「記載例」(山口地方法務局資料を参照)</p> <p>(1) 供託金額は100万円(公職選挙法92条)</p> <p>(2) 供託すべき者 立候補本人・推薦者も可 (第三者が供託した場合無効)</p> <p>(3) 候補者届出書に記載された住所・氏名と一致。</p> <p>(4) 告示前なるべく早めに供託を済ませておくことが望ましい。</p> <p>(5) 供託事務は、山口地方法務局供託課(電話083-922-2397)</p> <p>(6) 供託証明書(正本)の返還</p> <p>① 供託金没収点 有効投票の総数の10分の1</p> <p>② 供託金没収点以上の得票があった場合、訴訟のない限り、当選人決定告示の日から14日経過した後、「供託原因が消滅した旨の証明書」を添えて供託書を返還(郵送)する。</p> <p>③ 候補者の印、供託証明書、上記文書を持参して山口地方法務局で返還手続を行う。(代理人が受領する場合は、代理人を証する書類及び代理人の印鑑も必要)</p>
(4) 宣誓書 様式2ページ	<p>候補者が、被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと並びに連座の適用で立候補制限を科せられていないことを誓う文書で、虚偽の宣誓をした者は処罰される。</p>
(7) 所属党派証明書 様式3ページ	<p>(1) 発行権者は、各政党等において、それぞれ定められているので、あらかじめ支部、本部等に照会する。</p> <p>(2) 氏名及び住所は候補者届出書の記載事項と同一。</p>
(エ) 戸籍の全部事項証明(謄本)又は 個人事項証明(抄本) (オ) 住民票の一部 (本人)	<p>最近発行のもの(3か月以内)</p>
(カ) 通称認定申請書 様式4ページ	<p>候補者が戸籍上の氏名以外の呼称を有し、それが戸籍上の氏名のかわりに広く通用している場合で、選挙長の認定を受けた場合に限り使用できる。</p> <p>この場合、このことを証するに足りる資料(郵便物、名刺、著書等)を提示しなければならない。</p> <p>ただし、戸籍上の氏名の漢字をかな書にする場合は、通称認定申請書の提出だけでよい。</p> <p>※ 申請が認定された場合、その通称が使用される範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者届出等の告示 ・ 新聞広告 ・ 選挙公報、投票記載所の候補者氏名等の掲示

2 選挙事務所設置届 様式5ページ、12ページ

選挙事務所の概要

(1) 設置に関すること

- ① 設置者は候補者又は推薦届出者。
- ② 候補者1人につき1箇所。
- ③ 設置したとき及び異動があったときは直ちに市選管事務局に届出なければならない。
- ④ 1日につき1回を超えて異動（廃止に伴う設置を含む）することはできない。
- ⑤ 投票所入口から半径300メートル以内の区域に選挙事務所を設置している場合は、投票日当日、閉鎖するか、300メートル以外の区域に移転しなければならない。この場合も異動届が必要。

(2) 選挙事務所の表示に関すること

- ① 種類 ポスター、立札、看板、ちょうちんの類
- ② 数量 ポスター、立札、看板の類は通じて3枚以内。ちょうちんの類は1個。
- ③ 規格 ポスター、立札、看板の類は350cm×100cm以内。
ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内
- ④ 掲載内容 全体として選挙事務所を表示するものでなければならない。
余白に候補者の写真や政見を掲載することは支障ない。
- ⑤ 掲載場所 選挙事務所の所在場所に限る。

記載要領 記入例を参照

3 出納責任者選任届 様式6ページ、13ページ

出納責任者の概要

- (1) 候補者又は推薦届出者が選任する。候補者が自ら出納責任者となることもできる。
- (2) 選任したとき及び異動があったときは直ちに市選管に届け出なければならない。
- (3) 選挙に関する支出は、出納責任者でなければできない。
ただし、次の場合は、例外とされている。
 - ① 立候補準備のために要する支出をすること。
 - ② 電話による選挙運動に要する支出をすること。
 - ③ 出納責任者から文書による承諾を得て支出すること。

記載要領 記入例を参照

4 報酬を支給する者の届出書 様式7・8ページ

選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員の概要

- (1) 選挙運動のために使用する事務員及び専ら選挙運動に使用される自動車又は船舶における選挙運動のために使用する者(うぐいす嬢、手話通訳者、要約筆記者)のうち、報酬を支給する者については、あらかじめ市選管事務局に届け出なければならない。
- (2) 報酬を支給できる人員は、1日につき12人で期間を通じて5倍を超えない範囲で、異なる者を届け出ることができる。(60人まで登録ができ、84人役まで)
- (3) 支給できる期間は選挙運動期間(5月17日～5月23日の7日間)で、届け出がされていない事務員及び車上運動員に対して、報酬は支給できない。
- (4) 支給できる報酬及び実費弁償の上限等は資料1(19ページ)を参照。

5 請負関係について 様式9ページ

地方自治法第142条(長の兼業禁止を確認するための書類です。)

記載要領 記入例を参照

以上(選挙事務所設置届・出納責任者選任届・報酬を支給する者、請負関係について)の書類を立候補届出時に提出のこと

6 選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書 様式10ページ

選挙立会人の概要

- (1) 候補者は、選挙立会人となるべき者1名を届け出ることができる。
- (2) 届出期間は、5月17日(日)～21日(木)の間の午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 選挙立会人は、防府市の選挙人名簿に登録されている者でなければならない。
- (4) 選挙立会人となる本人の承諾書を要する。
- (5) 届出のあった立会人が、10人を超えるとき、または同一政党に属する者が3人以上あるときは、くじを行う。
くじは、5月21日(木)午後5時10分から市選管事務局で行う。
くじには、候補者又は代理人による立会いができる。

記載要領 記入例を参照

7 公営施設使用個人演説会開催申出書 様式 11 ページ

個人演説会の概要

(1) 個人演説会・・・(会場内では、選挙運動用ビラの頒布可)

① 開催できる者は候補者に限られているが、候補者以外の者でも演説することができる。(候補者が演説しないで他の者だけが演説することもできる。)

② 開催の周知は、候補者がすること。周知の方法は、選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書及び街頭演説会等の機会を利用して口頭で行うことができる。

(戸別に演説会のあることを周知することは戸別訪問とみなされ選挙運動の制限違反となる。)

③ 掲示できる文書図画

種類：ポスター、立札、看板の類、ちょうちん

数量：会場場内では、ポスター、立札、看板の類は、数量に制限なし。

会場外では、ポスター、立札、看板の類は通じて2個。

ちょうちんは、1個(会場の内外を通じて)

規格：ポスター、立札、看板の類は273cm×73cm以内

ちょうちんは高さ85cm、直径45cm以内

注意：看板等には、その表面に掲示責任者の住所、氏名を記載しなければならない。

(2) 公営施設使用の個人演説会

① 市選管事務局に開催予定日前2日までに文書で申し出なければならない。

申出期間 5月17日(日)～21日(木) 8:30～17:00

開催期間 5月19日(火)～23日(土)

事前に施設に問い合わせて会場が使用可能かどうかを確認しておく。

使用できる施設については資料2(20・21ページ)を参照。

② 同一施設1回限り無料(公費負担。ただし、冷暖房費は候補者負担)、2回目以降は候補者負担。

③ 使用する時間は、1回につき5時間以内。(準備、後始末の時間を含む。)

(3) 公営施設以外の施設を使用する個人演説会

① 直接施設の所有者等の承諾を得れば開催できる。

② 使用料は候補者負担。

③ 使用する時間に制限はない。

8 選挙運動に関する収支報告書 様式14～28ページ

選挙運動に関する収支の概要

(1) 収入について

収入とは、選挙費用の財源となるもので、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾または約束をいい、次のようなものが収入となる。

- ① 自己の預金を選挙運動資金にあてた場合（借入金の場合も同じ）
- ② 選挙運動に関する寄附があった場合

（寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費など債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。寄附を受ける立場からすれば、収入の一種ということになる。）

【選挙運動に関する寄附の例】

- ・ 拡声機や選挙事務所を無料で借りた場合
- ・ 候補者への陣中見舞
- ・ 労務の無償提供

(2) 支出について

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をいい、金銭的な支出ばかりでなく、財産的利益の消費も含まれることは収入の場合と同様である。

※ 例えば、選挙事務所を無料で借りて使用したときは、借り賃を時価に見積もって寄付とし収入に計上するとともに、支出にも家屋費として計上しなければならない。

公費負担支出（選挙運動用ポスター及びビラの作成）については「備考欄」にその旨を記載するものとする。

(3) 支出制限額

- ① 支出制限額の計算方法（市長選挙の場合）

支出限度額＝告示日の選挙人名簿登録者数×81円（人数割額）＋3,100,000円（固定額）
登録者 97,000 人の場合(10,957,000円)

- ② 支出制限額の公表

支出制限額は告示日（5月17日（日））に算出し告示される。

告示後、その写しを候補者に交付する。

記載要領 記入例を参照

ただし、次のことについては特に注意する。

- (1) 収入の部には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載する。
金銭以外の収入の場合は、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にも記入する。
種別の欄は、「寄附」と「その他の収入」の種別を記載する。
- (2) 支出の部には、選挙運動に関するすべての支出を記載する。
金銭以外の支出の場合は、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄にも記入する。
区分の欄は、「立候補準備」と「選挙運動」の区分を設けて記載する。
費目については、次の10項目において費目ごとに明細を記載する。

① 人件費	選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員(うぐいす嬢)、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬等。
② 家屋費 (選挙事務所費、 集合会場費)	選挙事務所自体の借上料のほか、机など備品借上料、臨時電話仮設費等。集合会場費は、個人演説会場の借上料等。
③ 通信費	電話料(電話機の借上料・通話料)及び電報料、郵便料等。
④ 交通費	運動員、事務員、労務者に対する交通費等。
⑤ 印刷費	選挙運動用ポスター及びビラの作成(公費負担分も含む。)、選挙運動用葉書(8,000枚)等の印刷費等。
⑥ 広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の費用及び新聞広告料等。
⑦ 文具費	紙、筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品費等。
⑧ 食糧費	選挙事務所で提供する湯茶、菓子。運動員・労務者に対して提供する弁当の調製費用等。
⑨ 休泊費	休憩及び宿泊に要した費用等。
⑩ 雑費	光熱水費、木材、釘等の材料代。

- (3) 支出ごとの領収書等の写しを添付する。領収書等を徴し難い事情があった支出については、「領収書等を徴し難い事情があった明細書」に記入する。

第4 立候補に伴う交付物件

1 選挙運動用自動車（船舶）表示板及び自動車船舶乗車（乗船）用腕章

(1) 選挙運動用自動車等の概要

- ① 主として選挙運動用自動車として使用できるのは1台のみ。
 - ② 表示板を前面の見やすい箇所に設置しなければならない。
 - ③ 選挙運動用自動車として使用できる主な種類。
 - ・乗車定員10人以下の乗用自動車
 - ・乗車定員4人以上10人以下の小型自動車ただし、屋根、側面等が構造上開放されているようなものは、使用できない。
 - ④ 候補者、運転手以外に自動車船舶乗車（乗船）用の腕章を着用した運動員4人までしか乗車（乗船）できない。（船舶の運航に従事する船員の数には制限はない。）
 - ⑤ 選挙運動用自動車表示用に掲示できるもの。
 - ・種類 ポスター、立札、看板、ちょうちんの類
 - ・数量 ポスター、立札、看板の類は数に制限なし
ちょうちんの類は1個
 - ・規格 ポスター、立札、看板の類は縦27.3cm×横7.3cm以内
ちょうちんの類は高さ8.5cm、直径4.5cm以内
注) 規格内のものを2枚合わせて1枚の看板として使用できない。
 - ・記載内容 特に制限はない
- ※ 道路交通法の規制があるので看板等を掲示する場合は、所管の警察署の指示を受けること。なお、選挙運動用自動車の警察署での確認方法が「警察署への現車持ち込みから「図面、写真等による書類確認」に変更されています。

⑥ 自動車上での選挙運動

走行中の自動車においては、選挙運動はできないが、午前8時から午後8時までの間の流し連呼は認められている。停止中の自動車の上においては、街頭演説、その他の演説（会社、工場等に乗り入れて行う演説）、連呼行為等を行うことができる。この場合、街頭演説用の標旗を掲げなければならない。

(2) 交付者 市選挙管理委員会

(3) 交付枚数 選挙運動用自動車（船舶）表示板 1枚
自動車船舶乗車（乗船）用腕章 4枚

2 選挙運動用拡声機表示板

(1) 選挙運動用拡声機の概要

使用できる選挙運動用拡声機は一揃に限り、表示板を送話口（マイクロフォン）の下部等一定の場所に取り付けなければならない。

ただし、個人演説会の開催中にその会場において別に一揃を使用することができる。（表示も要しない。）

(2) 交付者 市選挙管理委員会

(3) 交付枚数 1枚

3 街頭演説用標旗及び街頭演説用腕章

(1) 街頭演説の概要

① 街頭演説は、演説者がその場にとどまり、標旗を掲げて行わなければならない。

② 街頭演説に従事する者は、街頭演説用の腕章又は乗車(船)用腕章を着用した15人以内でなければならない。

③ 街頭演説をする者は、学校、病院、診療所の周辺においては静穏の保持に努めなければならない。

④ 長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければならない。

⑤ 次の建物又は施設において選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことができない。

・国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)

ただし、公選法の規程に従い、公営施設使用の個人演説会を開催することは差し支えない。

・自動車、電車、乗合自動車、船舶の中や、停車場その他鉄道地内

・病院、診療所その他療養施設

(2) 交付者 市選挙管理委員会

(3) 交付枚数 街頭演説用標旗 1枚

街頭演説用腕章 11枚

4 選挙運動用通常葉書使用証明書及び選挙運動用葉書差出票

(1) 選挙運動用葉書の概要

- ① 使用できる枚数は、8,000枚。
- ② 選挙運動用通常葉書使用証明書を郵便物の集配を取扱う日本郵便（株）防府郵便局内（ゆうゆう窓口）に提示し、無償（公費負担）で選挙用表示の官製葉書の交付を受けるか、あらかじめ調達した私製葉書を提出し選挙用である旨の表示を受け無償（公費負担）で郵送することができる。（私製葉書のサイズは、長辺14～15.4cm、短辺9～10.7cm）
- ③ ポストに直接投入することはできず、配達事務を取扱う上記の（ゆうゆう窓口）に選挙運動用葉書差出票を添えて差し出さなければならない。

※ 詳細については日本郵便（株）の資料等を参照。

(2) 交付者 選挙長

(3) 交付数 選挙運動用通常葉書使用証明書 1枚
選挙運動用葉書差出票 1組(40枚1組 1枚200枚分)

5 新聞広告掲載証明書

(1) 新聞広告掲載の概要

- ① 選挙期間中、候補者の負担で2回に限り掲載できる。
- ② 希望する新聞社へ新聞広告掲載証明書を広告文とともに提出し申込みする。
- ③ 掲載できる大きさ等は次のとおり
 - ・大きさ 記事下 横9.6cm 縦2段組以内
 - ・通称を認定された場合、その通称を記載しなければならない。
 - ・写真は可、色刷り不可

(2) 交付者 選挙長

(3) 交付数 2枚

6 通称認定書

- (1) 通称認定の概要 5 ページ「通称認定申請書」を参照
- (2) 交付者 選挙長
- (3) 交付数 1 枚

7 選挙運動用ビラ証紙

(1) 選挙運動用ビラの概要

- ① 2 種類以内で、候補者 1 人につき 16,000 枚まで頒布できる。
- ② あらかじめ頒布しようとするビラの見本を添えて、市選管事務局へ届け出ておく必要がある。
- ③ ビラには、証紙を貼る必要がある。証紙の交付を受けるには、ビラ証紙交付申請書（様式 29 ページ）を市選管に提出しなければならない。
- ④ ビラの規格 長さ 29.7 cm、幅 21 cm（A4 判）を超えないこと。
- ⑤ ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は法人名とその所在地）を記載しておくこと。
- ⑥ ビラの記載内容について制限はないが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できない。（1 枚の紙に両面印刷することや色刷りも良い）
- ⑦ 頒布方法は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。

(2) 交付者 市選挙管理委員会

- (3) 交付数 16,000 枚

8 便宜的に交付するもの

- (1) 選挙期日の告示（写） 1 部
- (2) 選挙運動に関する支出制限額の告示（写） 1 部

※ なお、たすき（胸章類）は交付しないが候補者が着用している限り胸章類は、数、規格、記載内容に制限がない。

第5 選挙運動等の概要

<p>1 選挙運動期間</p>	<p>(1) 選挙運動のできる期間は、立候補届出受理後から選挙期日の前日までである。</p> <p>(2) 立候補届出前に行う選挙運動は、禁止される。 ただし、概ね次のようなものは、立候補届出前の準備行為として認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政党等の公認を求める行為 ② 選挙事務所借入れの内交渉 ③ 出納責任者、選挙運動員の就任の内交渉 ④ 事務員及び労務者雇用の内交渉 ⑤ 個人演説会場借入れの内交渉 ⑥ 選挙演説を依頼するための内交渉 ⑦ 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉 ⑧ 自動車、船舶及び拡声機の借入れの内交渉 ⑨ 立札、看板、ポスター等の作成 ⑩ 選挙運動資金の調達 ⑪ 供託の手続 <p>注) これらの行為が、あわせて投票獲得の意図をもって行われるときは、事前運動に該当することがある。 また、選挙運動期間中に制限を受けない行為でも事前運動は禁止されている。</p>
<p>2 選挙運動を禁止される者</p>	<p>(1) 投票管理者及び選挙長（その関係区域内）。</p> <p>(2) 選管委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員（その職務の内外を問わない）。</p> <p>(3) 公務員等が、その地位を利用して選挙運動することの禁止。</p> <p>(4) 教育者が、その地位を利用して選挙運動することの禁止。</p> <p>(5) 満18歳未満の者の選挙運動の禁止。 (満18歳未満の者を選挙運動の労務に使用することは差支えない。)</p> <p>(6) 選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権、被選挙権のない者は、一切の選挙運動をすることができない。</p>
<p>3 選挙事務所</p>	<p>6 ページ「選挙事務所設置届」参照</p>
<p>4 選挙運動用自動車（船舶）</p>	<p>11 ページ「選挙運動用自動車（船舶）表示板及び自動車船舶乗車（乗船）用腕章」参照</p>
<p>5 選挙運動用拡声機</p>	<p>12 ページ「選挙運動用拡声機表示板」参照</p>

6 個人演説会	8 ページ「公営施設使用個人演説会開催申出書」参照
7 街頭演説会	1 2 ページ「街頭演説用標旗及び街頭演説用腕章」参照
8 選挙運動用通常葉書	1 3 ページ「選挙運動用通常葉書使用証明書及び選挙運動用葉書差出票」参照
9 新聞広告	1 3 ページ「新聞広告掲載証明書」参照
10 選挙運動用ポスター	<p>(1) 選挙運動用ポスターは公営掲示場にのみ掲示できる。</p> <p>① 公営掲示場設置の総数 2 6 2 箇所</p> <p>② 公営掲示場設置の場所 ポスター掲示場の設置場所の告示(5月13日)以降、確定した「ポスター掲示場設置場所位置図」を市選管事務局で受け取る。</p> <p>③ 掲示期間 立候補の届出が受理された後から選挙期日まで。 なお、投票日の当日は新たに掲示することはできない。</p> <p>④ 掲示の方法 設置された公営掲示場には区画が設けられ、各区画には市選挙管理委員会が定めた番号が記載してあるので、立候補の届出の順と同じ番号が記載してある区画に選挙運動用ポスター1枚を掲示することができる。</p> <p>(2) 選挙運動用ポスターの規格等</p> <p>① 長さ42cm、幅30cm以内。</p> <p>② 表面に、掲示責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。</p> <p>③ ポスターへの検印又は証紙の貼付は要しない。 ただし、候補者届出書等の事前審査時に原寸大のポスターの見本を提示すること。その後に異なる種類のポスターを作成した場合も、その現物見本を1枚提出すること。</p> <p>④ 貼付されたポスターは、ポスター掲示場の撤去委託業者が処分することとなる。</p>
11 選挙運動用ビラ	1 4 ページ「選挙運動用ビラ証紙」参照

<p>12 文書図画に関する事項</p> <p>資料3（22ページ）を参照</p>	<p>(1) 著述・演芸等の広告その他いかなる名義をもっても、法に許された選挙運動のための文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボルマーク、政党名又は候補者を推薦、支持、反対する者の名を表示する文書を頒布又は掲示することができない。</p> <p>(2) 選挙運動期間中、候補者の氏名、政党又は候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、若しくは候補者と同一の戸籍内にある者の氏名を表示した見舞状、その他これに類するあいさつ状を、頒布又は掲示することはできない。 また、候補者等は、選挙運動期間中に限らず、防府市内にある者に対し見舞状、その他これに類似するあいさつ状を出してはならない。（答礼のため自筆によるものを除く。） なお、候補者等は、市内にある者に対するあいさつを目的とする広告を有料で新聞、雑誌、パンフレット等に掲載することもできない。</p> <p>(3) 任期満了の日の6か月前から当該選挙の期日までの間、公職の候補者及び後援団体の政治活動のために使用されるポスターを掲示することはできない。</p> <p>(4) 選挙運動のために掲示した文書図画は、選挙終了後すみやかに撤去しなければならない。 （選挙事務所を廃止したとき、自動車、船舶の使用をやめたとき、又は演説が終了したときは、直ちにこれらの使用した文書図画を撤去しなければならない。）</p> <p>(5) 選管から法に違反して掲示されていると認められる文書図画について、撤去命令がなされたときは、直ちに撤去しなければならない。</p>
<p>13 選挙期日後の挨拶行為の制限</p>	<p>何人も、選挙期日後において当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で次の行為をすることができない。</p> <p>① 戸別訪問</p> <p>② 文書図画の頒布又は掲示 ただし、自筆の信書や当選（又は落選）に関する祝辞（見舞）等の答礼のための信書を除く。</p> <p>③ 新聞又は雑誌の利用（広告）</p> <p>④ 放送設備の利用</p> <p>⑤ 当選祝賀会その他の集会の開催</p> <p>⑥ 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすること。</p> <p>⑦ 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党等の名称を言い歩くこと。</p>

<p>14 選挙に関しての寄附の禁止 (法 199～200)</p> <p>注) 「選挙に関し」とは、選挙に際し選挙に関する事項を動機としてという意味であり選挙運動よりも範囲が広く選挙に関連するもの一切が含まれる。</p>	<p>(1) 地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止</p> <p>① 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者。</p> <p>② 会社その他の法人が融資を受けている場合に、その融資を行っている金融機関等が、その融資について、防府市から利子補給金の決定を受けた場合には、その融資を受けている会社その他の法人。</p> <p>(2) いかなる名義をもってするを問わず候補者の表示(されていると類推される)団体のその選挙に関する市内にある者に対しての寄附の禁止。</p> <p>(3) 一定期間(任期満了前90日から選挙の期日までの間) 候補者の自分の後援団体(資金管理団体を除く。)に対する寄附の禁止。</p> <p>※ 選挙に関する否とを問わず、次のことについても寄附が禁止されている。</p> <p>(1) 候補者等は、防府市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。</p> <p>(2) 候補者等がその役職員又は構成員である会社、その他法人又は団体は、防府市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。</p>
<p>15 その他</p>	<p>(1) 選挙運動のための戸別訪問及び戸別訪問に類似する行為は禁止される。</p> <p>(2) 選挙運動のための署名運動は禁止される。</p> <p>(3) 何人も、選挙運動のために氣勢を張る行為をすることは禁止される。</p> <p>(4) 何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義であっても原則として禁止される。ただし、湯茶及び菓子、選挙事務所における弁当(運動員と労務者に対するもの資料1(19ページ)を参照)の提供は認められる。</p> <p>(5) 幕間演説、個々面接、電話による選挙運動は、原則として自由に行えるが、態様によっては禁止事項に該当することや選挙運動費用に算入しなければならないことがあるので注意すること。</p>

注)ここに掲載した禁止事項等はほんの一部であるので、選挙運動等を行うにあたっては「地方選挙の手引 令和8年版」などを熟読し、公職選挙法その他関係法令を理解することが重要。

資料 1

選挙運動員、事務員及び車上等運動員、労務者に支給できる報酬及び実費弁償一覧表

区 分		報 酬	実 費 弁 償			
			鉄道・船舶・車賃	宿 泊 料	弁 当 料	茶 菓 料
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給することができない。	ア 鉄道賃＝鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ 船賃＝水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 車賃＝陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額	1夜につき 12,000円	1食につき 1,000円	1日につき 500円
	選挙運動のために使用する事務員（あらかじめ選管に届け出た者）	1人1日につき 10,000円以内 超過勤務手当は支給できない。		食事料 2食分を含む。	1日につき 3,000円	弁当を提供した場合は、提供した弁当の実費を差し引いた額を支給する
	車上等運動員（あらかじめ選管に届け出た者）	1人1日につき 15,000円以内 超過勤務手当は支給できない。				
労 務 者	・1人1日につき 10,000円以内 ・超過勤務手当 上記の5割以内 弁当を提供したときは弁当の実費額を差し引いた額を支給しなければならない。	前記と同じ	1夜につき 10,000円 食事料を含まない。	支給することができない 現物提供ができる	支給することができない 現物提供ができる	

注) 1 「事務員」及び「車上等運動員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者、うぐいす嬢、手話通訳者及び要約筆記者として雇入れた者をいう。（総括主催者、出納責任者等又は親族関係の者は含まない。）

2 届出をしていない事務員及び車上等運動員については、報酬の支給はできない。

3 「労務者」とは、単純な機械的労務及び発送、看板の運搬、ポスター貼り、自動車の運転等で報酬の取得を目的とする者。

資料 2

公営施設使用個人演説会場一覧表

公職選挙法第161条第1項第1号の規定による施設									
施設名		施設の所在地						連絡先	
山口県立防府総合支援学校		防府市大字浜方205番地の3						22-6108	
山口短期大学		防府市大字台道1346番地の2						32-0138	
山口県立農業大学校		防府市大字牟礼10318番地						38-0510	
暁の星幼稚園		防府市八王子一丁目26番27号						38-5777	
えんしん幼稚園		防府市大字田島707番地の3						22-0301	
佐波幼稚園		防府市平和町6番20号						22-0625	
瑞祥幼稚園		防府市岩島3丁目3番29号						38-2110	
中関幼稚園		防府市大字田島1360番地の1						22-4246	
華城幼稚園		防府市華城中央二丁目1番28号						23-8336	
双葉幼稚園		防府市東三田尻二丁目8番12号						22-0352	
松崎幼稚園		防府市天神二丁目5番22号						22-0537	
鞠生幼稚園		防府市華浦二丁目2番1号						22-1662	
右田幼稚園		防府市大字下右田258番地の2						23-3323	
牟礼幼稚園		防府市牟礼今宿二丁目13番24号						38-0835	
東牟礼幼稚園		防府市大字牟礼836番地の2						38-1029	
多々良幼稚園		防府市大字大崎161番地の2						23-5315	
玉祖幼稚園		防府市大字佐野337番地の1						23-5160	
西浦幼稚園		防府市大字西浦1871番地の3						29-0188	
防府市文化センター		防府市寿町7番1号						23-2111	
ルルサス文化センター		防府市栄町一丁目5番1号						28-7006	
富海公民館		防府市大字富海1203番地の1						34-0034	
牟礼公民館		防府市牟礼柳34番1号						22-9927	
小野公民館		防府市大字奈美709番地						36-0110	
大道公民館		防府市大字台道413番地の1						32-2078	
中関公民館		防府市大字田島1434番地の2						22-9840	
西浦公民館		防府市大字西浦1457番地の3						29-0241	
新田公民館		防府市大字浜方182番地の8						22-9913	
華城公民館		防府市西仁井令二丁目26番1号						22-9867	
右田公民館		防府市大字高井614番地						22-9819	
華浦公民館		防府市お茶屋町4番10号						22-9915	
向島公民館		防府市大字向島636番地の7						22-9835	
佐波公民館		防府市佐波二丁目12番3号						22-9919	
勝間公民館		防府市警固町1丁目7番42号						24-1929	
松崎公民館		防府市栄町二丁目6番7号						21-9797	
勝間公民館		防府市警固町7番24号						24-1929	
松崎公民館		防府市栄町二丁目6番7号						21-9797	
小学校	富海	牟礼	牟礼南	松崎	佐波	勝間	華浦	新田	野島
	向島	中関	華城	西浦	右田	玉祖	小野	大道	
中学校	富海	牟礼	国府	佐波	野島	華陽	桑山	華西	右田
	小野	大道							
高等学校	防府		防府商工		防府西		高川学園		誠英

公職選挙法第161条第1項第2号の規定による施設		
施設名	施設の所在地	連絡先
防府市公会堂	防府市緑町一丁目9番1号	23 - 2211
防府市地域交流センター アスピラート	防府市戎町一丁目1番28号	26 - 5151
防府市創業・交流センター デザインプラザHOFU	防府市八王子二丁目8番9号	25 - 3700

公職選挙法第161条第1項第3号の規定による施設		
施設名	施設の所在地	連絡先
宮市福祉センター	防府市本橋町16番3号	22 - 3801
右田福祉センター	防府市大字下右田1277番地	23 - 2092
牟礼福祉センター	防府市大字江泊1051番地の3	22 - 7735
玉祖福祉センター	防府市大字佐野513番地	24 - 0775
野島漁村センター	防府市大字野島679番地の11	34 - 1500

公営施設使用の個人演説会の取扱について

1 使用手続

候補者は、演説会開催日2日前(公職選挙法第163条)までに、市選挙管理委員会に申出書を提出のこと。施設の可否については、該当施設管理者に問い合わせ後に候補者に連絡する。

なお、公営施設の利用にあたっては、その施設に諸行事等がある場合は施設の利用制限(施行令第116条)がありますので、事前に会場の使用が可能か確認しておいてください。

2 使用料

候補者1人につき、1施設ごとに、1回に限り無料(公職選挙法第164条)

2回目以降は、有料となるので、直接施設管理者に支払うこと。

なお、冷暖房等に要する費用は、1回目から有料となるので、直接施設管理者へ支払うこと。

資料 3

選挙運動用文書図画の数量規格等一覧表

種 別	数 量			規 格 ・ 寸 法 等	
選挙運動用 ポスター	設置されるポスター掲示場の総数 にあたる数（262箇所）			長 さ	42cm
				幅	30cm以内
選挙運動用 葉 書	8,000枚			私製葉書の場合は、長方形の紙とし、 長 辺 14cm～15.4cm 短 辺 9cm～10.7cm	
選挙運動用 ビラ	16,000枚 (2種類以内・証紙の貼付要)			A4版以内 長さ29.7cm・幅21cm (両面印刷や色刷りも可)	
選挙運動用 新聞広告	2回			横 9.6cm 縦 2段組以内	・記事下 ・写真可 ・色刷不可
選挙事務所 を表示する ためその場 で掲示する もの	ポスター、立札、看板の類 通じて3枚以内 (余白部分に写真、政見掲載可)			縦 350cm 横 100cm以内 (縦を横にしてもよい)	
	ちょうちんの類 1個			高さ 85cm 直径 45cm以内	
個人演説会 開催中に掲 示できるも の	ポスター 立札 看板の類	会場外	通じて2個	縦 273cm 横 73cm以内	
		会場内	制限なし		
	ちょうちん	会 場 内、外	通じて1個	高さ 85cm 直径 45cm以内	
選挙運動用 自動車（船 舶）に掲示で きるもの	ポスター、立札、看板の類 数の制限なし			縦 273cm 横 73cm以内	
	ちょうちんの類 1個			高さ 85cm 直径 45cm以内	